

文京区景観計画検討委員会設置要綱

23文都計第12号平成23年4月1日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画の策定に当たり、文京区景観計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について所掌し、その検討結果を区長に報告する。

- (1) 文京区の景観にかかわる現状の分析及び把握、課題の抽出等に関する事。
- (2) 景観計画の内容に関する事。
- (3) 景観まちづくり条例（仮称）の内容に関する事。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員19人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 区民 5人以内
- (3) 区職員 8人以内

(任期等)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に検討委員会へ出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日及び場所
- (2) 出席した委員及びその他の者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の経過に関する事項

(検討庁内連絡会)

第8条 景観計画策定に当たっての課題の検討及び連絡並びに検討委員会の補佐を行うため、庁内に景観計画検討庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会は、会長及び委員で構成する。
- 3 連絡会の会長は、都市計画部長の職にある者とする。
- 4 連絡会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 6 第4項に掲げる者のほか、会長は必要があると認める者を委員に指名することができる。
- 7 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に連絡会へ出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 8 会長は、連絡会を招集し、会務を総理する。
- 9 連絡会の運営に疑義が生じたときは、会長が決定する。
- 10 連絡会は、次に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 景観計画策定に係わる課題に関すること。
 - (2) 景観計画の内容、策定手続等に関すること。
 - (3) その他会長が必要があると認めた事項

(庶務)

第9条 検討委員会及び連絡会の庶務は、都市計画部計画調整課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、検討委員会が第2条の規定による報告を終了したときをもって、その効力を失う。

別表（第8条関係）

景観計画検討庁内連絡会

企画政策部企画課長
区民部経済課長
アカデミー推進部アカデミー推進課長
都市計画部計画調整課長
都市計画部指導課長
都市計画部住宅課長
都市計画部地域整備課長
都市計画部建築課長
土木部管理課長
土木部道路課長
土木部みどり公園課長
資源環境部環境政策課長
施設管理部施設管理課長（技術）
教育推進部庶務課長